

労働政策審議会職業能力開発分科会若年労働者部会運営規程

第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会若年労働者部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）、労働政策審議会運営規程及び職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程の定めることによる。

第二条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、分科会長の請求があつたとき、部会長が必要があると認めるとき又は部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の二分の一以上から請求があつたときに部会長が招集する。

2 分科会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び分科会長に通知しなければならない。

第三条 委員等は、部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものととして取り扱う。

第四条 会議は、原則として公開する。

附則

この規程は、平成十七年八月二日から施行する。